

**登録検査等事業者
登録更新手続き実施マニュアル**

平成27年12月(第1版)

**総務省総合通信基盤局
電波環境課認証推進室**

《目次》

1. 登録更新の申請を行う期間	・ ・ ・ ・ ・	2
2. 登録更新の手続き等	・ ・ ・ ・ ・	2
(1) 登録更新の申請	・ ・ ・ ・ ・	2
(2) 登録更新にかかる手数料等	・ ・ ・ ・ ・	3
(3) 登録更新にかかる様式及びその書き方	・ ・ ・ ・ ・	3
・ 登録検査等事業者等申請書(別表第1号)	・ ・ ・ ・ ・	4
・ 業務実施方法書	・ ・ ・ ・ ・	7
○ 業務実施方法書別表 (第1号～別表7号)の記載例	・ ・ ・ ・ ・	13
・ その他の添付書類(別表第2号、第3号)	・ ・ ・ ・ ・	18
3. 関係法令(抜粋)	・ ・ ・ ・ ・	20
○ 電波法	・ ・ ・ ・ ・	20
○ 電波法施行令	・ ・ ・ ・ ・	21
○ 電波法関係手数料令	・ ・ ・ ・ ・	21
○ 登録検査等事業者等規則	・ ・ ・ ・ ・	21
○ 電波法関係審査基準(第10章)	・ ・ ・ ・ ・	22
4. Q & A	・ ・ ・ ・ ・	29
5. 申請／問い合わせ先	・ ・ ・ ・ ・	30

(参考) 更新履歴

Ver.1 平成27年12月

登録更新の手続きについて

～ 点検のみを行う事業者は登録の更新は不要です ～

1. 登録更新の申請を行う期間

登録の更新を受けようとする事業者は、**登録の有効期間満了前の3ヶ月以上6ヶ月を超えない期間**において、登録の更新の申請を行って頂く必要があります。

(登録検査等事業者等規則第3条第1項)

この期間に登録の更新の申請が行われない場合、登録検査等事業者としての効力を失う^(※) こととなります。(法第24条の2の2第1項及び電波法施行令第1条)

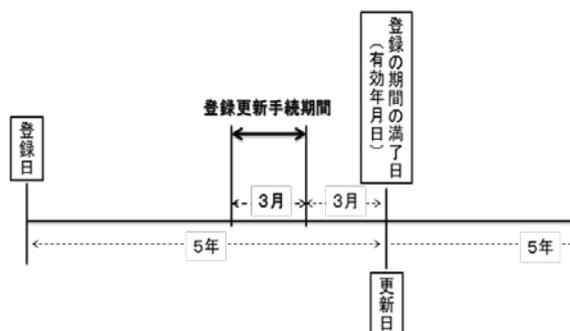
(※) 効力を失った後、新たに登録検査等事業者に登録される場合は、登録免許税(90,000円)が必要となりますので、ご注意ください。

(例) 有効年月日が、平成28年7月31日までの場合
⇒ 平成28年2月1日から4月30日までの間に、登録更新申請が可能です。

※ 郵送の場合は、最終日の消印有効です。

※ 直接、総合通信局又は沖縄総合通信事務所にお持ちいただける場合は、土日祝日を除いた期間内に申請をお願いいたします。

(提出先・問合せ先は、30ページの「5. 申請/問い合わせ先」をご参照願います。)



2. 登録更新の手続き等

(1) 登録更新の申請

登録の更新を受けようとする者は、次に示す書類を総合通信局長(沖縄総合通信事務所を含む。)に提出して頂くこととなります。

①登録検査等事業者等申請書 (別表第1号 登録検査等事業者等規則第2条第1項)

②業務実施方法書 (登録検査等事業者等規則第2条第2項)

③業務実施方法書の添付書類(証明書) (登録検査等事業者等規則第2条第4項第1号)

ア 点検員が法別表第1(第1号を除く。)に掲げる条件のいずれかに該当するものであることの証明書

イ 判定員が法別表第4(第1号から第3号までの無線従事者の資格を有することの証明書を除く。)に掲げる条件のいずれかに該当するものであることの証明書

④その他の添付書類

【法人の場合】

ア 定款の謄本

イ 登記事項証明書

ウ 役員の氏名及び過去2年間の経歴を記載した書類

(別表第2号 登録検査等事業者等規則第2条第5項第1項)

エ 誓約書 (別表第3号 登録検査等事業者等規則第2条第5項第1項)

【個人の場合】

ア 氏名、住所及び生年月日を証する書類

イ 過去2年間の経歴を記載した書類

(別表第2号 登録検査等事業者等規則第2条第5項第1項)

エ 誓約書 (別表第3号 登録検査等事業者等規則第2条第5項第1項)

(注1) 更新に必要な書類は、登録時に要した書類と同じです。

(注2) 書類の書き方(記載例)については、下記(3)を参照して下さい。

(2) 登録更新にかかる手数料等

登録の更新にかかる手数料は、13,400円になります。

金融機関等で手数料分の収入印紙を購入し、後段の記載例のように紙面上の空欄において、額の相違する印紙が重ならないように、また、記載された文字に重ならず剥がれないように貼り付けてください。

なお、登録検査等事業者としての登録を受けた際に課税された登録免許税(90,000円)は不要です。

また、登録更新申請に係る電子申請については、現在、システムの都合上、利用することが出来ませんので、従来どおり書面による申請をお願い申し上げます。

(3) 登録更新にかかる様式及びその書き方(記載例)

様式	記載例		備考
	法人の場合	個人の場合	
① 登録検査等事業者等申請書 (別表第1号)	【記載例：法人】 別表第1号	【記載例：個人】 別表第1号	法人の場合、その名称、住所、代表者の氏名等の記載が必要です。
② 業務実施方法書	【記載例】 業務実施方法書		
③ 業務実施方法書の添付書類(証明書)	(省略)		
④ウ 過去2年間の経歴を記載した書類(別表第2号)	【記載例】 別表第2号		法人の場合、役員全員についての記載が必要です。
④エ 誓約書(別表第3号)	【記載例】 別表第3号		

①登録検査等事業者等申請書(別表第1号) ※法人の場合の例

登録検査等事業者等申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

登録申請を行った
総合通信局を記載
してください。

関東総合通信局長 殿(注1)

収入印紙を貼ってください。
※消印はしないでください。
手数料の額は **13,400** 円。
なお、収入証紙は使用できません。
※過不足ないよう貼ってください。
(電波法関係手数料令第4条の2)

申請者(注2)

郵便番号 000-0000

住 所 東京都千代田区霞ヶ関0-0-0

氏 名 電波検査株式会社

代表取締役社長 電波 太郎 印

電話番号 00-0000-0000

第24条の2第1項の登録

下記のとおり、電波法 第24条の2の2第2項の登録 の更新(注3)を受けたいので、申請します。

第24条の13第1項の登録

記

1 事務所の名称及び所在地(注4) ※別紙に記載することも可能です。

事務所の名称	所在地
電波検査株式会社電波事業部	東京都千代田区霞ヶ関0-0-0
電波検査株式会社静岡支社	静岡県静岡市静岡町0-0-0

2 点検に用いる測定器その他の設備の概要(注5) ※別紙に記載することも可能です。

3 備考(注6) 平成23年〇月〇日 関〇第〇〇〇号

※最初に登録した年月日及び登録の番号を記載してください。

短

辺

(日本工業規格A列4番)

①登録検査等事業者等申請書(別表第1号) ※個人の場合の例

登録検査等事業者等申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

登録申請を行った
総合通信局を記載
してください。

関東総合通信局長 殿(注1)

収入印紙を貼ってください。
※消印はしないでください。
手数料の額は **13,400** 円。
なお、収入証紙は使用できません。
※過不足ないよう貼ってください。
(電波法関係手数料令第4条の2)

申請者(注2)

郵便番号 000-0000

住 所 東京都港区港町0-0-0

氏 名 電波 太郎 印

電話番号 00-0000-0000

第24条の2第1項の登録

下記のとおり、電波法 第24条の2の2第2項の登録 の更新(注3)を受けたいので、申請します。

第24条の13第1項の登録

記

1 事務所の名称及び所在地(注4) ※別紙に記載することも可能です。

事務所の名称	所在地
港区出張所	東京都港区港町0-0-0
清水出張所	静岡県静岡市清水町0-0-0

2 点検に用いる測定器その他の設備の概要(注5) ※別紙に記載することも可能です。

3 備考(注6) 平成23年〇月〇日 関〇第〇〇〇号

※最初に登録した年月日及び登録の番号を記載してください。

短

辺

(日本工業規格A列4番)

- 注1 沖縄総合通信事務所にあつては、沖縄総合通信事務所長とすること。
- 2 記載方法は、次によること。
- (1) 住所については、申請者が個人の場合は居住地を、法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2) 氏名については、申請者が個人の場合は、氏名を記載すること。なお、自筆により記載したときは、押印を省略することができる。また、申請者が法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとする。
- 3 不要な文字は、抹消すること。
- 4 検査又は点検の事業を行う事務所が複数あり、その全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。
- 5 法別表第2に掲げる測定器その他の設備ごとに記載すること。
- 6 (省略)

②業務実施方法書 (登録検査等事業者等規則第2条第2項)

業務実施方法書 (記載例)

(目的)

第1条 本検査等業務実施方法書は、電波法(以下「法」という。)及び登録検査等事業者等規則(以下「登録検査等規則」という。)の規定に基づき、無線設備等の検査又は点検の業務を適正かつ確実に実施することを目的とする。

(検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別)

第2条 当社〇〇支店(以下「支店」という。)及び支店管轄内の各営業所(以下「営業所」という。)が実施する検査又は点検を行う無線局の種別は、**別表第1号**のとおり。

(検査又は点検の事業を行う事務所の名称及び所在地)

第3条 検査又は点検の事業を行う支店及び営業所の名称及び所在地は、**別表第2号**のとおりとする。

(検査又は点検の業務を行う組織)

第4条 支店及び営業所の組織のうち、検査又は点検業務を実施する部署は**別表第3号**のとおり、支店は〇〇部、営業所は〇〇課とする。

- 2 支店の〇〇部長は、総括管理責任者として、支店及び営業所の検査又は点検業務を統括し、適切な検査又は点検業務の遂行に努める。
- 3 個々の検査又は点検業務の管理責任者は、営業所の〇〇課長とする。
- 4 測定器の保守管理並びに較正の計画及び点検の実施に関する管理責任者は、営業所の〇〇課長とする。
- 5 支店及び営業所は、必要な場合に判定員及び点検員の相互応援体制をとる。

(判定員及び点検員の氏名及び資格等)

第5条 支店及び営業所における無線局の種別ごとの判定員の氏名、及び法別表第4に掲げる条件のうち該当するもの、並びに、点検員の氏名及び法別表第1に掲げる条件のうち該当するものは、**別表第4号**のとおりとする。

(測定器等の名称等)

第6条 支店及び営業所が点検に用いる測定器等の名称又は型式及び製造事業者名は、**別表第5号**のとおりとする。

- 2 支店及び営業所は、必要な場合には測定器等を相互に使用することができる。

(測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画)

第7条 支店の〇〇部長と営業所の〇〇課長は、測定器等の見やすい箇所に較正等の有効期限を記載

したシールを貼付するとともに、管理番号並びに点検に用いることができる測定器等であること、若しくは法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号の較正器等（自社内較正用副標準器及び当該副標準器に連鎖した較正等を受けた測定器等であって、専ら較正等を行うものをいう。以下同じ。）であることを容易に判別するためのシールを貼付する。

2 支店の〇〇部長と営業所の〇〇課長は、点検に用いる測定器等の適切な保管場所を定め、次の事項を記載した測定器等管理簿〔別表第 6 号〕を測定器等ごとに作成して、その使用状況及び動作状況を把握する等、点検に用いる測定器等の適切な保守及び管理を行う。

- (1) 管理番号
- (2) 種類、名称又は型式、製造事業者名及び製造番号
- (3) 配置場所
- (4) 故障状況
- (5) 較正等の状況
- (6) 廃棄年月日
- (7) その他（較正器等（自社内較正用副標準器若しくはその他の較正器等の別）又は点検用測定器等の別等）

3 支店の〇〇部長と営業所の〇〇課長は、年度毎に測定器等の保守を行いその結果を測定器等管理簿に記録するとともに較正等の計画を作成し、その計画に基づく実施結果を測定器等管理簿に記録して、その記録の日から 6 年間保存しなければならない。

4 測定器等の較正は、較正を行った日の属する月の翌月の 1 日から 1 年以内に行わなければならない。

5 測定器等の較正は、指定較正機関によるものとする。

[注 自社内較正を行う場合の記載例]

5 測定器等の較正は、次により自社内較正により行う。

- (1) 同種の測定器のうち、一について指定較正機関による較正を受け、それを自社内較正用副標準器として点検用測定器等の較正を別紙「自社内較正の実施方法」により行う。
- (2) 較正器等を用いた各々の較正等は、当該副標準器が較正等を受けた日の属する月の翌月の 1 日から起算して 1 年以内に行われたものであり、かつ、次の条件のいずれかに適合しているものとする。
 - (A) 較正等の対象となる測定器等の不確かさ（注）を算出した値が仕様に定められた精度値に比べて小さいこととなる較正器等であること。
 - (B) 較正等の対象となる測定器等の仕様に定められた精度値に比べて、不確かさを算出した値が 3 分の 1 以下である較正器等であること。
 - (C) 較正等の対象となる測定器その他の設備の仕様に定められた精度値に比べて、仕様に定められた精度値が 3 分の 1 以下である較正器等であること。

（注） 「不確かさ」とは、測定結果に付随した測定値のばらつきの特徴を表す指標です。国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 17025 等で一般に使用されており、測定結

果がある信頼水準に応じて特定の区間（例えば、測定値をA、不確かさをBとするとき、 $A+B$ から $A-B$ までの範囲）内に存在していると考えられる場合は、 $A \pm B$ 等と表現します。信頼水準は95%（包含係数 $k=2$ のとき）を用いてください。

- (3) 自社内較正用副標準器を点検用測定器等として使用した場合は、指定較正機関による較正を受けるまでは、自社内較正用副標準器として使用しない。
- (4) 自社内較正用副標準器に連鎖した較正等を受けた測定器等を点検用測定器等として使用した場合は、較正器等による較正を受けるまでは、較正器等として使用しない。

[注 メーカー等による較正を行う場合の記載例]

- 5 測定器の較正は、〇〇株式会社への委託により行うこととし、委託先において法第24条の2第4項第2号イからハのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて較正を行うことを契約書等により確認する。
- 6 測定器等の較正を受けた場合には、較正の証明書又はその写しを保存する。
- 7 点検員は、点検に用いる測定器等の異常を認知したときは、支店の〇〇部長又は営業所の〇〇課長に報告し、測定器の修理を受ける等の必要な対応を行う。
- 8 支店の〇〇部長及び営業所の〇〇課長は、較正期限切れ又は不正確な測定器等を点検に用いさせてはならない。

（点検を行う場合の点検の実施方法等）

第8条 点検の実施方法は、平成23年総務省告示第279号（登録検査等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）のとおりとする。

[注 告示以外の方法により実施する場合は、当該告示に準じてその方法を別に規定してください。]

- 2 点検は、前項の実施方法により、次の事項に留意して行う。
 - (1) 依頼者（免許人又は予備免許を受けた者をいう。以下同じ）及び当該無線局に選任された主任無線従事者又は無線従事者（電波の発射を要する場合に限る。）の立ち会いの下に行う。
 - (2) 無線局の運用になるべく支障を与えないように実施する。
- 3 点検を実施したときは、点検員は速やかに点検結果通知書に点検結果を記載し、支店の〇〇部長又は営業所の〇〇課長の確認を受ける。
- 4 支店の〇〇部長又は営業所の〇〇課長は、点検員から提出された前項の点検結果通知書について、記載漏れ及び点検漏れがないかどうか確認した上で、遅滞なく点検結果通知書を依頼者に通知しなければならない。
- 5 点検の一部を委託する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 委託先は、**別表第7号**の当該無線局の点検業務を行うことができる登録検査等事業者とする。
 - (2) 点検に使用する測定器等は、法第24条の2第4項第2号の較正等を受けたものであること

を委託契約に明記する。

- (3) 点検結果通知書の備考欄又は余白に委託先の事業者名、登録番号、点検員の氏名及び委託した点検の項目を記載する。
- (4) 委託先が報告する点検の業務の結果については、当社の点検員により内容（点検を行った点検員の要件、測定器等の較正等、無線従事者の資格及び員数、法第 60 条の時計及び備付書類等又は無線設備等）を確認することとし、不備があった場合には委託先に対し是正を求める。

[注 航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

- 6 対象無線局が航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局であって、委託先が登録検査等事業者でないものに対し点検の一部を委託する場合は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 委託先ごとに委託する点検の項目は、別表第 7 号のとおり規定する。
 - (2) 無線設備の電気的特性の点検を委託する場合は、委託先が点検の対象無線機器を製造することを事業として行う者とする。
 - (3) 点検に使用する測定器等は、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号の較正等を受けたものであることを委託契約に明記する。
 - (4) 無線設備の電気的特性の点検以外の項目を委託する場合は、当社と委託先が一体となって総合的に点検を行う体制を確立する。
 - (5) 点検結果通知書の備考欄又は余白に委託先の事業者名及び委託した点検の項目を記載する。
 - (6) 委託先が報告する点検結果については、当社の点検員により内容を確認することとし、不備があった場合には委託先に対し是正を求める。
 - (7) 前号の点検結果については、当社が責任を有する。

[注 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

- 7 対象無線局が船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局であって、委託先が登録検査等事業者でないものに対し点検の一部を委託する場合は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 遭難自動通報設備、双方向無線電話又はレーダーの点検に限る。
 - (2) 委託先ごとに委託する点検の項目は、別表第 7 号のとおり規定する。
 - (3) 委託先は、船舶安全法に基づく船舶の検査のために装備品の整備を行うことを認められた者とし、当社と業務に関する協定を締結する。
 - (4) 点検に使用する測定器等は、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号の較正等を受けたものであることを協定に明記する。
 - (5) 点検結果通知書の備考欄又は余白に委託先の事業者名及び委託した点検の項目を記載する。
 - (6) 委託先が報告する点検結果については、当社の点検員により内容を確認することとし、不備があった場合には委託先に対し是正を求める。
 - (7) 前号の点検結果については、当社が責任を有する。

(検査の実施方法等)

第9条 検査の実施方法は、平成23年総務省告示第278号(登録検査等規則第17条及び別表第5号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)のとおりとする。

[注 告示以外の方法により実施する場合は、当該告示に準じてその方法を別に規定してください。]

- 2 点検は、前項の実施方法により、次の事項に留意して行う。
 - (1) 免許人及び当該無線局に選任された主任無線従事者又は無線従事者(電波の発射を要する場
合に限る。)の立ち会いの下に行う。
 - (2) 無線局の運用になるべく支障を与えないように実施する。
- 3 点検員は、点検を実施したときは速やかに点検結果を判定員に送付する。
- 4 判定員は、前項の規定に基づき点検員から点検結果を受領したときは、速やかに第1項に規定
する検査の実施方法により判定を行う。判定を行う場合においては、点検に不備があったときは
再度点検をさせ、又は〇〇総合通信局に照会をする等、判定の根拠を明確かつ確実にする。
- 5 判定員は、判定を行った場合には検査結果証明書を作成し、支店の〇〇部長又は営業所の〇〇
課長の確認を受ける。
- 6 支店の〇〇部長又は営業所の〇〇課長は、判定員から提出された前項の検査結果証明書につい
て、記載漏れ、点検漏れ及び判定漏れがないかどうか確認した上で、遅滞なく検査結果証明書を
免許人に交付する。
- 7 前条第5項の規定は、検査において点検の一部を委託する場合に準用する。

(検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項)

第10条 登録検査等規則第22条に規定する帳簿等は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 検査を行った場合 次の事項を記載した帳簿及び検査結果証明書の写し
 - ア 検査を行った無線設備等に係る無線局の種別、識別信号及び免許の番号
 - イ 検査を依頼した無線局の免許人の氏名若しくは名称
 - ウ 検査及び点検を行った年月日
 - エ 点検を行った場所
 - オ 検査の実施項目ごとの検査の成績及び点検の結果
 - カ 点検を行った点検員の氏名
 - キ 点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、校正
等の年月日、校正機関名及び校正等の方法(ただし、校正等の方法が法第24条の2第4項
第2号ニに規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を校正等した法別
表第3の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近
の校正等を行った年月日及び校正を行った者の氏名又は名称を併せて記載する。)
 - ク 総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名、無線従事者の資格及び免許
証の番号

(2) 点検のみを行った場合 点検結果通知書の写し

- 2 支店の〇〇部長及び営業所の〇〇課長は、前項の帳簿等を検査又は点検業務を行う事務所に備え付け、事業年度毎に整理番号を付して整理し、検査結果証明書の交付の日又は点検結果通知書の通知の日から6年間保存する。
- 3 支店の〇〇部長は、登録証を事務所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 4 支店の〇〇部長又は営業所の〇〇課長は、当該検査業務実施方法書を保管し、その写しを判定員、点検員及び関係者の閲覧に供する等周知徹底に努める。

(その他)

- 第11条 支店の〇〇部長は、法第24条の2第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、法第24条の5の規定に基づき遅滞なくその旨を〇〇総合通信局長に届け出なければならない。
- 2 支店の〇〇部長は、登録検査等規則第2条第2項第1号（口の事項を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときには、あらかじめ登録検査等規則第5条第3項の規定に基づき届出書を〇〇総合通信局長に提出しなければならない。

○業務実施方法書別表の記載例

※各表においては、適宜必要な行を追加して記載してください。

別表第1号 検査又は点検を行う無線局の種別（検査等業務実施方法書 第2条関係）

（注：事務所ごとに対象無線局の種別が異なる場合には事務所ごとに記載）

事務所の名称	無線局の種別
〇〇支店	海岸局、船舶局、航空局、航空機局、固定局、基地局、携帯基地局、陸上移動局、携帯局
〇〇営業所	基地局、携帯基地局、陸上移動局、携帯局

別表第2号 検査又は点検事業を行う事務所の名称とその所在地

（検査等業務実施方法書 第3条関係）

事務所の名称	所在地
〇〇支店	〇〇市・・・
〇〇営業所	〇〇市・・・

別表第3号

検査又は点検の業務を行う組織

(検査等業務実施方法書 第4条第1項関係)

本社(〇〇部)

〇〇支店

(〇〇部)

- ・検査又は点検業務の実施
- ・判定員及び点検員の管理等に関する事
- ・検査又は点検の業務の実施方法に関する事
- ・支店及び各営業所の登録検査等事業の統括
- ・測定器の保守・管理・較正の計画作成等
- ・検査又は点検の業務に係る帳簿等の管理
- ・電波法令に基づく手続き
- ・その他前記に付帯する業務

〇〇営業所

(〇〇課)

- ・検査又は点検の実施
- ・測定器等の保守、管理
- ・検査又は点検の業務に係る帳簿等の管理
- ・その他前記に付帯する業務

〇〇営業所

(〇〇課)

- ・検査又は点検の実施
- ・測定器等の保守、管理
- ・検査又は点検の業務に係る帳簿等の管理
- ・その他前記に付帯する業務

〇〇営業所

(〇〇課)

- ・検査又は点検の実施
- ・測定器等の保守、管理
- ・検査又は点検の業務に係る帳簿等の管理
- ・その他前記に付帯する業務

別表第4号

第1 点検員の氏名及び資格（検査等業務実施方法書 第5条関係）

無線局の種類	氏名	資格等	電波法別表第1 該当区分	備考
海岸局 船舶局 航空局 航空機局 固定局 基地局 携帯基地局 陸上移動局 携帯局	デンパ タロウ 電波 太郎	第1級陸上無線技術士 (無線従事者免許証番号)	第1号	
固定局 基地局 携帯基地局 陸上移動局	ソム シロウ 総務 次郎	第1級陸上特殊無線技士 (無線従事者免許証番号)	第1号	
携帯局	リクジヨウ シロウ 陸上 四郎	〇〇工業高等学校電子科卒業 無線設備保守経験3年	第3号	証明書添付

注 点検員の記載にあたっては、氏名を重複させないよう表を作成してください。

第2 判定員の氏名及び資格（検査等業務実施方法書 第5条関係）

氏名	資格等	従事経 験年数	電波法別表第4 該当区分	備考
デンパ タロウ 電波 太郎	第1級陸上無線技術士 (無線従事者免許証番号)	3年	第1号	証明書添付
デンパ シロウ 電波 次郎	〇〇大学電子工学科卒	3年	第1号	証明書添付
カイジヨウ サロウ 海上 三郎	第1級総合無線通信士 (無線従事者免許証番号)	5年	第2号	証明書添付

注 判定員の記載にあたっては、氏名を重複させないよう表を作成してください。

別表第5号 点検に用いる測定器等の名称等

(検査等業務実施方法書 第6条第1項関係)

測定器その他の設備の種類	名称又は型式	製造事業者名	備考
周波数計	フリークエンシーカウンター A1000	(株)△△	自社所有
周波数計	ユニバーサルカウンター A'2000	(株)□□	(株)〇〇からレンタル
周波数計 高周波電力計 スペクトル分析器	スペクトラムアナライザー B2000	(株)□□	(株)〇〇からレンタル
高周波電力計	RFパワーメーター C2000	(株)□□	(株)〇〇からレンタル
高周波電力計	通過型電力計 C'3000	(株)××	(株)〇〇から借用 (業務契約書等の写し添付)

注1 スペクトルアナライザーを周波数計、高周波電力計、スペクトル分析器として較正を受けている場合は、周波数計、高周波電力計、スペクトル分析器として、それぞれ計上してください。

2 測定器を他の者から借り入れる予定の場合は、その旨を明記してください。無線設備の適正な点検業務を確保するためには、点検の実施に必要な測定器等の確保の状況について、具体的な計画が備わっていることが必要であることから、借り入れる測定器等の名称や型式についても具体的に記載してください。

3 無線局の種別に応じて点検に必要な測定器等を確保してください。

別表第6号 測定器等管理簿（検査等業務実施方法書 第7条第2項関係）

※適宜の様式で作成してください。

- (1) 管理番号
- (2) 種類、名称又は型式、製造事業者名及び製造番号
- (3) 配置場所
- (4) 故障状況
- (5) 較正等の状況
- (6) 廃棄年月日
- (7) その他

（較正器等（自社内較正用副標準器若しくはその他の較正器等の別）又は点検用測定器等の別等）

別表第7号 委託可能な登録点検事業者

（検査等業務実施方法書 第8条第5項）

○委託可能な登録点検事業者（第8条第5項関係）

	委託先事業者名	登録番号	委託する点検の項目
1	●●株式会社	○検第 xxxx 号	電気的特性の点検以外の項目
2	△△株式会社	○検第 yyyy 号	電気的特性
3	株式会社○○	○R第 xxxx 号	電気的特性の点検以外の項目
4	株式会社▲▲	○点第 xxxx 号	電気的特性

[注 航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

○航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局の場合
（検査等業務実施方法書 第8条第6項関係）

	委託先事業者名	委託する点検の項目
1	●●株式会社	電気的特性の点検以外の項目
2	△△株式会社	WX RADER、ELT の電気的特性
3	株式会社○○	LRRR の電気的特性

[注 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

○船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の場合
（検査等業務実施方法書 第8条第7項関係）

	委託先事業者名	委託する点検の項目
1	●●株式会社	遭難自動通報設備、双方向無線電話及びレーダー
2	△△株式会社	レーダー
3	株式会社○○	遭難自動通報設備及びレーダー

④その他の添付書類 (別表第2号 登録検査等事業者等規則第2条第5項第1項)

- ア 定款の謄本(省略)
 - イ 登記事項証明書(省略)
 - ウ 役員の氏名及び過去2年間の経歴を記載した書類
- ※法人の場合は、役員全員の記載が必要です。

経 歴 書	
(ふりがな)	
1 氏 名	電波太郎
2 生年月日	昭和25年6月1日
3 現住所	東京都千代田区電波山町 0-0-0
4 経 歴	
期 間	勤務先並びに職務内容又は業務内容
自 年 月 日	
至 年 月 日	
自 平成25年4月 1日	勤務先：電波検査株式会社 代表取締役社長 職務内容又は業務内容：無線局全般の点検又は判定に係る事業に関して、全般の統括管理責任者として事業を実施。
至 平成28年1月30日	
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	
氏名 電波検査株式会社	
代表取締役社長 電波 太郎 印	

至 年月日については、登録更新申請を行う直前までの年月日を記載してください。

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 自筆により記載したときは、押印を省略することができる。また、申請者が法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとする。

工 誓約書（別表第3号 登録検査等事業者等規則第2条第5項第1項）

《法人の場合の記載例》

長 辺	誓 約 書		平成〇〇年〇〇月〇〇日
	関東総合通信局長	(注1) 殿	登録申請を行った 総合通信局を記載 してください。
	申請者(注2)		
	郵便番号 000-0000		
	住 所 東京都千代田区霞ヶ関0-0-0		
	氏 名 電波検査株式会社		
	代表取締役社長 電波 太郎 印		
	電話番号 00-0000-0000		
	登録申請者及びその役員は、電波法第24条の2第5項各号又は法第24条の13第2項において準用する法第24条の2第5項各号に該当しないことを誓約します。		
	短	辺	(日本工業規格A列4番)

《個人の場合の記載例》

長 辺	誓 約 書		平成〇〇年〇〇月〇〇日
	関東総合通信局長	(注1) 殿	登録申請を行った 総合通信局を記載 してください。
	申請者(注2)		
	郵便番号 000-0000		
	住 所 東京都千代田区霞ヶ関0-0-0		
	氏 名 電波 太郎 印		
	電話番号 00-0000-0000		
	登録申請者及びその役員は、電波法第24条の2第5項各号又は法第24条の13第2項において準用する法第24条の2第5項各号に該当しないことを誓約します。		
	短	辺	(日本工業規格A列4番)

注1 沖縄総合通信事務所にあつては、沖縄総合通信事務所長とすること。

2 自筆により記載したときは、押印を省略することができる。また、申請者が法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとする。

3. 関係法令(抜粋)

○電波法

(登録の更新)

第二十四条の二の二 前条第一項の登録(無線設備等の点検の事業のみを行う者についてのもを除く。)は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地
- 三 点検に用いる測定器その他の設備の概要
- 四 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

3 前項の申請書には、業務の実施の方法を定める書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。
- 二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正(以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して無線設備の点検を行うものであること。
 - イ 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正
 - ロ 計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う較正であつて、機構又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正に相当するもの

ニ 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて行う較正等

三 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査(点検である部分を除く。)を行うものであること。

四 無線設備等の検査又は点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。)が定められているものであること。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
- 二 第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
- 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

6 前各項に規定するもののほか、第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

○電波法施行令

(検査等事業者に係る登録の有効期間)

第一条 電波法（以下「法」という。）第二十四条の二の二第一項の政令で定める期間は、五年とする。

○電波法関係手数料令

(検査等事業者の登録更新申請手数料)

第四条の二 法第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三、四〇〇円（省略）とする。

○登録検査等事業者等規則

(登録の更新)

第三条 法第二十四条の二の二第一項の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

(登録の申請)

第二条 法第二十四条の二第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書及びその添付書類を総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事業者ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）

イ 検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別

ロ 検査又は点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

ハ 検査又は点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）

ニ 無線局の種別ごとの無線設備等の点検を行う者（以下「点検員」という。）の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号）

ホ 点検に用いる測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の名称又は型式及び製造事業者名

ヘ 測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）の計画

ト 無線設備等の検査（点検である部分を除く。以下「判定」という。）を行う者（以下「判定員」という。）の氏名及び法別表第四に掲げる条件のうち該当するもの（当該判定員が無線従事者の資格を有する場合は、その資格及び免許証の番号）

チ 無線局の種別ごとの検査又は点検の実施方法

リ 検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項
(省略)

3 前項第一号ニ及び第二号ニの無線従事者の資格のうち、陸上特殊無線技士の資格又は第一級アマチュア無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の点検に限って行うものとする。

4 第二項の業務実施方法書には、次に掲げる証明書を添付しなければならない。

一 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）にあっては、点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書及び判定員が法

別表第四（第一号から第三号までの無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書
（省略）

- 5 法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）であって、申請者が法人である場合は、定款の謄本、登記事項証明書、役員の氏名並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類
 - 二 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）であって、申請者が個人である場合は、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類
（省略）
- 6 法別表第四第三号の総務省令で定める陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士とする。
- 7 前項の陸上特殊無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の判定に限って行うものとする。

○電波法関係審査基準（第10章 検査等事業者の登録）

（検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）の登録及び登録の更新）

第31条 登録検査等規則第2条第1項の申請書及び同条第2項の業務実施方法書等を受理したときは、法第24条の2第4項及び第5項（法第24条の2の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その申請が次に掲げる条件に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録又はその更新をする。

- (1) 申請書については、次に掲げる条件に適合しているものであること。
 - ア 申請者の住所又は検査若しくは検査又は点検の事業を行う事務所の所在地を管轄する総合通信局長に提出されていること。
 - イ 点検に用いる測定器その他の設備について、周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器、高周波電力計、電圧電流計及び標準信号発生器の別が記載されていること。
- (2) 業務実施方法書に記載される事項については、次のアからケまでに適合しているものであること。
 - ア 検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別については、適正に記載されていること。
 - イ 検査又は点検の事業を行う事務所の名称及び所在地については、複数の事務所において検査又は点検の事業を行う場合は、各事務所の検査又は点検の業務に関する全般的な管理方法及び責任体制が明確であること。
 - ウ 検査又は点検の業務を行う組織（法人の場合に限る。）が次の条件に適合しているものであること。
 - (ア) 検査又は点検の業務を行う組織が明確であること。
 - (イ) 検査又は点検の業務の実施状況を確認するとともに当該業務を管理する管理責任者及び責任体制が明確であること。
 - エ 無線局の種別ごとに無線設備等の点検を行う者（以下「点検員」という。）の氏名及び法別

表第1に掲げる条件のいずれかに適合するものであることが、次に掲げる書類により確認できるものであること。

(ア) 法別表第1第1号に掲げるいずれかの無線従事者の資格を有する者にあつては、当該いずれかの無線従事者の資格(陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。)及び免許証の番号を記載した書類

(イ) 法別表第1第2号に掲げる証明書を有する者にあつては、同号に掲げる条件に適合していることが確認できる外国の政府機関が発行した無線通信規則に基づく資格の証明書の写し

(ウ) 法別表第1第3号に掲げる学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、高等専門学校、高等学校又は中等学校において、無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、卒業証書及び次に掲げる科目の全て又は一部を履修したことを証明する書類並びに無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に2年以上従事した経験を有する事実を企業等の雇用主等が証明する書類

- A 無線機器学その他無線機器に関する科目
- B 電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目
- C 電子計測その他無線測定に関する科目
- D 通信工学
- E 通信技術
- F 電波法規その他電波法令に関する科目

(エ) 法別表第1第4号に掲げる学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、同号に掲げる条件に適合していることが確認できる外国の学校が発行した証明書類の写し及び無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に2年以上従事した経験を有する事実を企業等の雇用主等が証明する書類

オ 無線設備等の検査(点検である部分を除く。)を行う者(以下「判定員」という。)の氏名及び法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合するものであることが、次に掲げる書類により確認できるものであること。

(ア) 法別表第4第1号に掲げるもののうち学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は同表第2号に掲げるもののうち学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、卒業証書及び次に掲げる科目の全て又は一部を履修したことを証明する書類

- A 無線機器学その他無線機器に関する科目
- B 電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目
- C 電子計測その他無線測定に関する科目
- D 通信工学
- E 通信技術
- F 電波法規その他電波法令に関する科目

(イ) 法別表第4第1号及び第2号に掲げるもののうち無線従事者の資格を有する者にあつては、

無線従事者の資格及び免許証の番号を記載した書類

- (ウ) 法別表第4第3号に掲げる証明書を有する者にあつては、同号に掲げる条件に適合していることが確認できる外国の政府機関が発行した無線通信規則に基づく資格の証明書の写し
 - (エ) 法別表第4第4号に掲げる学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、同号に掲げる条件に適合していることが確認できる外国の学校が発行した証明書類の写し
 - (オ) 法別表第4各号に掲げる無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に3年以上又は5年以上従事した経験を有する事実を企業等の雇用主等が証明する書類
- カ 点検に用いる測定器等については、次の条件に適合しているものであること。
- (ア) 名称又は型式及び製造事業者名が記載されていること。
 - (イ) 無線局の種別に応じて点検に必要な測定器等が確保されているか又は確保される予定であること。
 - (ウ) 購入する予定の場合又は他の者から借り入れる予定の場合等において(ア)の事項の全部又は一部が記載できないときは、その旨及び購入又は借入れ等の計画が明記されていること。
- キ 点検に用いる測定器等の保守及び管理並びに法第24条の2第4項第2号の較正又は校正(以下「較正等」という。)の計画については、次の条件に適合しているものであること。
- (ア) 保守を定期的に行うことが定められていること。
 - (イ) 管理責任者及び管理の方法が定められていること。
 - (ウ) 較正等の計画が適正に定められており、かつ、次の条件に適合しているものであること。
 - A 原則として毎年1回以上法第24条の2第4項第2号のいずれかに掲げる較正等を受けること。
 - B 法第24条の2第4項第2号二に掲げる較正等を行う場合は、較正等の実施方法及び較正等に係る管理の方法が明確であるとともに、当該較正等を行う同号イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けた測定器等が当該較正等を行うために十分な精度を有するものであること。この場合において、較正器等(副標準器(同号イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けた測定器等であつて、標準器として管理されているものをいう。以下同じ。))及び副標準器に連鎖した較正等を受けた測定器等であつて、専ら較正等を行うものをいう。以下この条及び次条において同じ。)を用いた各々の較正等は、副標準器が較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内に行われており、かつ、次の条件のいずれかに適合しているものであること。
 - (A) 較正等の対象となる測定器等の不確かさ(注)を算出した値が仕様に定められた精度値に比べて小さいこととなる較正器等であること。
 - (B) 較正等の対象となる測定器等の仕様に定められた精度値に比べて、不確かさを算出した値が3分の1以下である較正器等であること。
 - (C) 較正等の対象となる測定器等の仕様に定められた精度値に比べて、仕様に定められた精度値が3分の1以下である較正器等であること。
- (注) 「不確かさ」とは、測定結果に付随した測定値のばらつきの特徴を表す指標である。

国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第17025(以下「ISO/IEC17025」という。)等で一般に使用されており、測定結果がある信頼水準に応じて特定の区間(例えば、測定値をA、不確かさをBとすると、 $A+B$ から $A-B$ までの範囲)内に存在していると考えられる場合は、 $A\pm B$ 等と表現する。信頼水準は95%(包含係数 $k=2$ のとき)を用いること。

C 較正等の実施を管理する責任者又は組織が明確であること。

(エ) 他の者から借り入れる場合は、自己又は当該他の者の(ア)から(ウ)までに適合する計画等が記載されていること。

(オ) 法第24条の2第4項第2号ハの較正を受ける場合は、当該較正を行う国の測定に係る計量値に関する国家標準又は当該国家標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用し行うものであること。ただし、当該国家標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用し行う場合には、ISO/IEC17025を取得し、かつ、ILAC(国際試験所認定協力)におけるEA(欧州認定協力)又はAPLAC(アジア太平洋試験所認定協力)相互承認協定に署名している認定機関等による較正であること。

ク 検査又は点検の実施方法については、次の条件に適合しているものであること。

(ア) アの無線局の種別ごとに検査又は点検の実施方法が定められていること。

(イ) 法第24条の2第4項第2号の較正等を受けた点検に用いる測定器等を使用して点検を行う旨が定められていること。

(ウ) 登録検査等規則第17条又は第20条により総務大臣が告示するところによる場合はその旨、また、同告示に定める検査又は点検の実施方法によるほか、他の方法によって行う場合は、その検査又は点検の実施方法が明確に記載され、かつ適正に定められていること。

(エ) 検査(点検である部分に限る。)又は点検の業務の一部を他の者に委託する場合は、次の条件に適合しているものであること。

A 検査(点検である部分に限る。)又は点検の業務の一部を他の者に委託する旨が業務実施方法書に記載され、委託する検査(点検である部分に限る。)又は点検の業務について、法第24条の2第4項第2号に適合して行われることを受託者との間で取り決める旨が記載されていること。

B 受託先が報告する検査(点検である部分に限る。)又は点検の業務の結果の適正性を確認する方法及び当該検査(点検である部分に限る。)又は点検の業務の結果に係る組織内の管理体制が明確に記載されていること。

C その他検査(点検である部分に限る。)又は点検の業務の委託に関して必要な事項が記載されていること。

ケ 検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項については、次の書類の管理が適正に定められていること。

(ア) 検査又は点検の業務に関する帳簿

(イ) 登録証

(ウ) 業務実施方法書

(エ) 点検に用いる測定器等の保守及び管理の書類

(オ) 点検に用いる測定器等の較正等の記録等の書類

- (カ) 法第24条の2第4項第2号ニによる較正等を受けた測定器等を使用する場合にあっては、その較正等の精度を保証する書類等
- (3) 申請者及びその役員が法第24条の2第5項各号に該当しないこと。

(検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)の登録)

第32条 業務実施方法書等を受理したときは、法第24条の2第4項及び第5項(法第24条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録する。

(1) 申請書については、次に掲げる条件に適合しているものであること。

ア 申請者の住所又は点検の事業を行う事務所の所在地を管轄する総合通信局長(法第24条の13第1項の登録においては、関東総合通信局長とする。以下この条において同じ。)に提出されていること。

イ 点検に用いる測定器その他の設備について、周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器、高周波電力計、電圧電流計及び標準信号発生器の別が記載されていること。

(2) 業務実施方法書に記載される事項については、次のアからクまでに適合しているものであること。

ア 点検を行う無線設備等に係る無線局の種別については、適正に記載されていること。

イ 点検の事業を行う事務所の名称及び所在地については、複数の事務所において点検の事業を行う場合は、各事務所の点検の業務に関する全般的な管理方法及び責任体制が明確であること。

ウ 点検の業務を行う組織(法人の場合に限る。)が次の条件に適合しているものであること。

(ア) 点検の業務を行う組織が明確であること。

(イ) 点検の業務の実施状況を確認するとともに当該業務を管理する管理責任者及び責任体制が明確であること。

エ 無線局の種別ごとに点検員の氏名及び法別表第1に掲げる条件のいずれかに適合するものであることが、次に掲げる書類により確認できるものであること。

(ア) 法別表第1第1号に掲げるいずれかの無線従事者の資格を有する者にあつては、当該いずれかの無線従事者の資格(陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。)及び免許証の番号を記載した書類

(イ) 法別表第1第2号に掲げる証明書を有する者にあつては、同号に掲げる条件に適合していることが確認できる外国の政府機関が発行した無線通信規則に基づく資格の証明書の写し

(ウ) 法別表第1第3号に掲げる学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等学校において、無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、卒業証書及び次に掲げる科目の全て又は一部を履修したことを証明する書類並びに無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に2年以上従事した経験を有する事実を企業等の雇用主等が証明する書類

A 無線機器学その他無線機器に関する科目

B 電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目

C 電子計測その他無線測定に関する科目

- D 通信工学
- E 通信技術
- F 電波法規その他電波法令に関する科目

(エ) 法別表第1第4号に掲げる学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、同号に掲げる条件に適合していることが確認できる外国の学校が発行した証明書類の写し及び無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に2年以上従事した経験を有する事実を企業等の雇用主等が証明する書類

オ 点検に用いる測定器その他の設備については、次の条件に適合しているものであること。

- (ア) 名称又は型式及び製造事業者名が記載されていること。
- (イ) アの無線局の種別に応じて点検に必要な測定器その他の設備が確保されているか又は確保される予定であること。
- (ウ) 購入する予定の場合又は他の者から借り入れる予定の場合等において(ア)の事項の全部又は一部が記載できないときは、その旨及び購入又は借入れ等の計画が明記されていること。

カ 点検に用いる測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画については、次の条件に適合しているものであること。

- (ア) 保守を定期的に行うことが定められていること。
- (イ) 管理責任者及び管理の方法が定められていること。
- (ウ) 較正等の計画が適正に定められており、かつ、次の条件に適合しているものであること。

A 原則として毎年1回以上法第24条の2第4項第2号のいずれかに掲げる較正等を受けること。

B 法第24条の2第4項第2号ニに掲げる較正等を行う場合は、較正等の実施方法及び較正等に係る管理の方法が明確であるとともに、当該較正等を行う同号イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けた測定器等が当該較正等を行うために十分な精度を有するものであること。この場合において、較正器等を用いた各々の較正等は、副標準器が較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内に行われたものであり、かつ、次の条件のいずれかに適合しているものであること。

- (A) 較正等の対象となる測定器等の不確かさ(注)を算出した値が仕様に定められた精度値に比べて小さいこととなる較正器等であること。
- (B) 較正等の対象となる測定器等の仕様に定められた精度値に比べて、不確かさを算出した値が3分の1以下である較正器等であること。
- (C) 較正等の対象となる測定器等の仕様に定められた精度値に比べて、不確かさを算出した値が3分の1以下である較正器等であること。

(注) 「不確かさ」とは、測定結果に付随した測定値のばらつきの特徴を表す指標である。ISO/IEC17025等で一般に使用されており、測定結果がある信頼水準に応じて特定の区間(例えば、測定値をA、不確かさをBとするとき、A+BからA-Bまでの範囲)内に存在していると考えられる場合は、 $A \pm B$ 等と表現する。信頼水準は95% (包含係数 $k=2$ のとき)

を用いること。

Ｃ 較正等の実施を管理する責任者又は組織が明確であること。

(エ) 他の者から借り入れる場合は、自己又は当該他の者の(ア)から(ウ)までに適合する計画等が記載されていること。

(オ) 法第24条の2第4項第2号ハの較正を受ける場合は、当該較正を行う国の測定に係る計量値に関する国家標準又は当該国家標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用し行うものであること。ただし、当該国家標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用して行う場合には、ISO/IEC17025を取得し、かつ、ILACにおけるEA又はAPLAC相互承認協定に署名している認定機関等による較正であること。

キ 点検の実施方法については、次の条件に適合しているものであること。

(ア) アの無線局の種別ごとに検査又は点検の実施方法が定められていること。

(イ) 法第24条の2第4項第2号の較正等を受けた点検に用いる測定器等を使用して点検を行う旨が定められていること。

(ウ) 登録検査等規則第20条により総務大臣が告示するところによる場合はその旨、また、同告示に定める点検の実施方法によるほか、他の方法によって行う場合は、その点検の実施の方法が明確に記載され、かつ適正に定められていること。

(エ) 検査(点検である部分に限る。)又は点検の業務の一部を他の者に委託する場合は、次の条件に適合しているものであること。

A 点検の業務の一部を他の者に委託する旨が業務実施方法書に記載され、委託する点検の業務について、法第24条の2第4項第2号に適合して行われることを受託者との間で取り決める旨が記載されていること。

B 受託先が報告する点検の業務の結果の適正性を確認する方法及び当該点検の業務の結果に係る組織内の管理体制が明確に記載されていること。

C その他点検の業務の委託に関して必要な事項が記載されていること。

ク 点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項については、次の書類の管理が適正に定められていること。

(ア) 点検の業務に関する帳簿

(イ) 登録証

(ウ) 業務実施方法書

(エ) 点検に用いる測定器その他の設備の保守及び管理の書類

(オ) 点検に用いる測定器その他の設備の較正等の記録等の書類

(カ) 法第24条の2第4項第2号ニによる較正等を受けた測定器その他の設備を使用する場合にあっては、その較正等の精度を保証する書類等

(3) 申請者及びその役員が法第24条の2第5項各号に該当しないこと。

4. Q & A

問1 登録更新の申請は、どこに提出すれば良いのですか。

(答)

現在、登録している総合通信局(沖縄にあっては、沖縄総合通信事務所)に申請書一式を提出してください。

また、不明な点や記載方法については、お手数ですが、各総合通信局担当課、30ページの「5. 申請/問い合わせ先」にお問い合わせをお願いいたします。

問2 登録更新の申請は、いつどのように行えばよいでしょうか。

(答)

登録の更新を受けようとする方は、登録の有効期間満了前の3ヶ月以上6ヶ月を超えない期間において、登録の更新の申請を行って頂く必要があります。この期間に登録の更新の申請が行われない場合は、登録検査等事業者としての効力を失うこととなりますのでご注意願います。

(例) 有効年月日が、平成28年7月31日までの場合(お持ちの登録証をご覧ください)

⇒ 平成28年2月1日から4月30日までの間に、登録更新申請が可能です。

※ 郵送の場合は、最終日の消印有効です。

※ 直接、総合通信局又は沖縄総合通信事務所にお持ちいただく場合は、土日祝日を除いた上記期間内に提出をお願いいたします。

なお、受付時間は、平日の8時30分～17時15分までとなります。

問3 電子申請は可能ですか。

(答)

現在、システム上の都合で電子申請を行うことができません。お手数をおかけしますが、書類提出により申請をお願いいたします。

問4 更新時に必要な書類は何ですか。

(答)

登録申請時と同様に作成して提出してください。作成にあたっては、「登録更新の手続きについて」を参照してください。

なお、記載内容は、登録申請時と同様です。

問5 現在登録されている内容に変更がある場合は、どのようにすればよいですか。

(答)

登録の更新を申請する事項のうち、無線局の種別、組織、判定員、点検員、測定器、測定器等の較正の計画、検査又は点検の実施方法、帳簿その他書類の管理に関する事項(事前に変更届が必要な事項)について、その内容が現在総務省に登録されているものと異なり変更がある場合は、必ず、更新の申請を行う前に、30ページの「5. 申請/問い合わせ先」にご相談をお願いいたします。

5. 申請／問合せ先

- 北海道総合通信局 電波利用環境課 011-709-2311 (内線4744)
- 東北総合通信局 電波利用環境課 022-221-0677
- 関東総合通信局 電波利用環境課 03-6238-1803
- 信越総合通信局 監視調査課 026-234-9968
- 北陸総合通信局 監視調査課 076-233-4442
- 東海総合通信局 電波利用環境課 052-971-9617
- 近畿総合通信局 電波利用環境課 06-6942-8524
- 中国総合通信局 電波利用環境課 082-222-3428
- 四国総合通信局 電波利用環境課 089-936-5055
- 九州総合通信局 電波利用環境課 096-312-8256
- 沖縄総合通信事務所 監視調査課 098-865-2308
- 総務本省 認証推進室 03-5253-5908